第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十九項」を「第四十八条の十三第三十項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」を「第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」を「同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項」に改める。

第五十八条中「第十項」を「第十四項」に改め、「第六条まで、第八条から」を削り、「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。

附則第五条の二の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の三に見出しとして「（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）」を付し、同条中「第四十二条の十第五項又は」を「第四十二条の十第五項」に、「の規定により法人税額について」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項中「第八条の六第一項」の下に「及び第六項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「又は第六十三条第一項」の下に「の規定により加算された金額」を加え、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「なお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法等六十三条の二第一項」の下に「の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」を加え、同表第八条の六第二項の項中「第八条の六第二項」を「第八条の六第二項第一号」に改め、「若しくは第六十三条第一項」の下に「の規定により加算された金額」を、「なお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項」の下に「の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」を加え、同表第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二」に改め、同条を附則第五条の二とし、附則第五条の四を附則第五条の三とする。

附則第六条の二に次の三項を加える。

4　法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第二十四条第三項に規定する外国法人にあつては、法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所。以下この項において同じ。）の従業者のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5　第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6　法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十六項中「ものは」の下に「、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて」を加え、同項第一号中「及び第三号」を削り、同条第二十一項中「であつて」を「のうち」に改め、「除く。」の下に「であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの」を加える。

附則第九条第一項中「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改める。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第四項の改修工事等）

第九条の三　法附則第十一条の四第四項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一　次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅（次項において「住宅性能向上改修住宅」という。）の同条第四項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合にあつては、三百万円）以上であること。

イ　増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

ロ　第三十七条の十六第一号に規定する共同住宅等の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（イに掲げる工事に該当するものを除く。）

(1)　当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

(2)　当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

(3)　当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

ハ　法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下この項において「改修工事対象住宅」という。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ及びロに掲げる工事に該当するものを除く。）

ニ　改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ホ　改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等（以下このホにおいて同じ。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替（イからニまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ヘ　改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替（イからホまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ト　改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅の瑕疵（かし）を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、イからヘまでに掲げる工事に該当するものを除く。）